

議案第19号

埼玉県証紙購入基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について

埼玉県証紙購入基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を次のように改正する。

平成27年2月20日 提出

北本市長 石 津 賢 治

埼玉県証紙購入基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県証紙購入基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成12年条例第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北本市収入印紙等購入基金の設置、管理及び処分に関する条例

第1条中「埼玉県証紙の」を「収入印紙及び埼玉県証紙（以下「収入印紙等」という。）の」に、「埼玉県証紙購入基金」を「北本市収入印紙等購入基金」に改める。

第2条中「200万円」を「500万円」に、「証紙代金が」を「収入印紙等の代金が」に、「証紙代金相当額」を「収入印紙等の代金相当額を」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。